

農地利用計画変更申出書提出書類一覧

項 目	農家住宅	農業用施設	分 家 住 宅 自 己 用 住 宅	店 舗 等 (日常生活・沿道)	工場等	駐 車 場 資 材 置 場
申 出 に 係 る 調 書	○	○	○	○	○	○
申 出 書	○	○	○	○	○	○
理 由 書	○	○	○	○	○	○
案内図 1/2,500	○	○	○	○	○	○
各筆図(公図) 1/500	○	○	○	○	○	○
選定理由書(*1) 及び選定位置図 1/2,500	○	○	○	○	○	○
名 寄 帳 の 写 し	○	○	○ (自己及び本家)	○ 個人	○ 個人	○ 個人
配 置 図 及 び 排 水 系 統 図	○	○	○	○	○	
建 物 平 面 図 及 び 立 面 図	○	○	○	○	○	
土 地 登 記 簿 謄 本 (一時利用地指定証明書)	○	○	○	○	○	○
隣 地 承 諾 書	○	○	○	○	○	○
法 人 登 記 簿 又 は 定 款 の 原 本 証 明 書、 決 算 書 の 各 (写)				○ 法人	○ 法人	○ 法人
事 業 証 明 又 は 資 格 証 明				○	○	○
事 業 計 画 書		○ (営)		○	○	○
跡 地 利 用 計 画 書	○					
住 民 票 謄 本	○	○	○	○		
戸 籍 謄 本 (本 家 ・ 分 家)			○ 分家住宅			
借 家 証 明 書			○	○		
農 家 証 明 書	○	○	△ (分)			
事 業 所 の 位 置 図						○
現況利用図及び計画 図 (排水系統図)						○
農 用 地 利 用 計 画 変 更 申 出 承 諾 書	○	○	○	○	○	○
そ の 他 必 要 書 類	○	○	○	○	○	○

注： 添付資料については、すべて原本（3か月以内発行の最新のもの）です。

注： 建築物を建築する場合は、都市計画法上の事前協議を経てからでなければ申出できません。

注： 除外の内示がされた場合は、速やかに農地転用申請を行ってください。

※農振除外の受付締切日は、毎年1月、4月、7月、10月の各20日（20日が閉庁日の場合は直後の開庁日）です。なお、概ね5年毎に農業振興地域整備計画の見直しを行っており、当該期間中は概ね1年間にわたり申出の受付ができなくなります。詳細は事務局へお尋ねください。

※除外の手続きには長期間（締切日から農地転用許可まで最短で約6ヶ月）を要しますので、提出期限にご注意ください。

農振除外（農業振興地域内農用地の利用計画変更）をお考えの皆様へ

1. はじめに

農業振興地域内農用地は、農地転用ができません。そのため、農地転用をお考えの方は農業振興地域内農用地以外の農地をご検討してください。

（農振除外は、以下の6要件及びその他の事項を全て満たす場合に、例外的に愛知県知事の同意した上で市長が認める特別な手続きです。）

2. 農振除外の6要件

①農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

土地の選定理由書には、下記のことに留意して記載してください。

- ・土地の選定には、「市街化区域内の土地（購入も検討）」「名寄帳に記載のある土地」「農用地ではない農地（白地：購入も検討）3か所以上」を選定し、それぞれの土地では代替できない理由を記載してください。ただし、
 - 面積が小さいことや形が不整形であること等の土地固有の条件を事由とするもの
 - 接道が無いことや住環境が整っていないこと等の地理的条件を事由とするもの
 - 農業（営農）を継続したいことを事由とするもの
 - 市街化区域内・白地の農地は高額で買うことができない(金銭的な理由)
 - 申出者（及び親族）が、農用地以外に土地を所有していない等といった理由では、除外は認められません。また、土地所有者と交渉した結果、断られた場合にはその理由を記載してください。

②農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

④効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

地域計画に支障を及ぼすおそれがあるとは、除外する土地の耕作者が地域計画の目標に位置づけられている場合となります。

農用地の一団の周辺部であり（飛び地ではない、一団を分断しない）、耕作を行う上で地形的連続性が損なわれない位置にあること等が必要です。

⑤土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

⑥農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

申出地が各土地改良区の受益地となっている場合、必ず関係土地改良区事務局へ事前相談を行ってください。

⑤について、詳しくはお尋ねください。

3. その他の必要な事項

申出地が無断転用されている場合は、始末書の添付が必要となります。また、自己所有農地や本家所有農地が無断転用されている場合、農地に復元（若しくは是正申請等）してからでなければ申出できません。なお、必ず事前に裏面の必要書類をお持ちいただき、除外の可否についてご相談の上、申出をしてください。